

七　六　五　四　三　二　一　の平省令○財務省  
払　發　方　募　發　用　振　の法　發　號　名　平　發　成　行　國　債　第　三　百　九　十  
込　行　法　入　行　替　條　律　行　稱　及　二　十　件　三　十　號　國　債　第　三　百　九　十  
金　額　額　額　決　定　方　項　及　の　び　根　び　記　年　十　一　月　五　條　第　十　一　號　國　債　第　三　百　九　十  
額　額　額　法　適　そ　拠　記　年　十　一　月　二　月　五　條　第　十　一　號　國　債　第　三　百　九　十

八三　額割さ各札じるる利振の以律社条九特五券二十利付  
千千内面りい申に。数利回替適下(平成十三年法律第十七号)、一法会計回  
円百訳金当も込よを値回り機用「振替法」  
八一　額てのみる競をり格関を受  
十別でるかの発争いに差は受  
億表二。らう行にう応へ日け  
六の千そち付。募第本る  
千と九の利し次し十銀も  
四お百応回て号た七行の  
百り九募り行に者号とと。  
九一十九額格わおがにすし  
十九九を差れい加規る、の  
十八億順のるて算定。そ規  
万円次小入同すすの定。

利付券(二十九回国債第十九回)、庫債券(二十九回国債第十九回)  
社債第十二回(平成十三年法律第十七号)、庫債券(二十九回国債第十九回)  
利付券(二十九回国債第十九回)、庫債券(二十九回国債第十九回)  
利付券(二十九回国債第十九回)、庫債券(二十九回国債第十九回)  
利付券(二十九回国債第十九回)、庫債券(二十九回国債第十九回)  
利付券(二十九回国債第十九回)、庫債券(二十九回国債第十九回)  
利付券(二十九回国債第十九回)、庫債券(二十九回国債第十九回)  
利付券(二十九回国債第十九回)、庫債券(二十九回国債第十九回)  
利付券(二十九回国債第十九回)、庫債券(二十九回国債第十九回)  
利付券(二十九回国債第十九回)、庫債券(二十九回国債第十九回)

二月とおり告示する省令(昭和五十七年大蔵省令第十一号)  
財務大臣(昭和五十七年大蔵省令第十一号)  
麻生太郎(昭和五十七年大蔵省令第十一号)

十	十	九	八
三	二	一	
		發	額
經	利	發	最
過		行	低
利		行	額
子	率	価	單
		格	面
		目	位
			金

二十九八  
二十十八

七六五  
十十十

十四

払者入払元利象各準入償償  
込札場利回国発と札還還  
期参考所金り債行すの金期  
日加支の対る基額限

利子

平成財務大臣から通じて、  
昭和二十一年十一月二十六日  
を受けてた者

財務省は、本のさ債日成面別  
銀單れ店本二金表

各行利た頭証十額の  
利各売券五百と  
回発買業年円おり  
り行参協十にり  
と対考会一つ  
す象統が月き  
る国計発二百  
。債値表十円  
の表し二  
平にた日  
均掲公付

各  
行  
象  
國  
債  
象  
債  
の  
利  
率  
／  
100  
×  
1  
／  
2

同日日う算と発第  
じにに式し行十る金受居にあ者債  
。支當たに、對号。額け住よるがを  
。払ただよ各象に～る者り場非發  
うるしり支國規を所又算合居行  
へと、算払債定控得は出に住時  
償き支出期のす除税外しは者に  
還は払しに支るすの国た、又お  
期、期たお払発る税法金前はい  
限そが金い期行こ率人額記外て  
にの銀額てを日とをがに（）国取  
つ翌行を、支後が乗適当の法得  
い営休支次払のでじ用該算人す  
て業業払の期各きたを非式である

(別表)

(一) 利 第二付 五十国 十年庫 二債 回券 )	(二) 利 第二付 四十国 十年庫 二債 回券 )	(三) 利 九第十付 回二年國 百庫 九債 十券 )	(四) 利 八第十付 回二年國 百庫 九債 十券 )	(五) 利 七第十付 回二年國 百庫 九債 十券 )	名称及び記号
二 ・ 一 %	二 ・ 六 %	一 ・ 三 %	一 ・ 三 %	一 ・ 四 %	利率 (年)
一年平 日九成 月三 二十 十三	日年平 三成 月三 二十 十一	日年平 三成 月三 二十 十一	日十平 二成 月三 二十 十年	日十平 二成 月三 二十 十年	償還期限
十九 億 円	二十 億 円	三 億 円	円三 百 十九 億	十二 八千 億六 百 三 億	発行額 面金額